

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
療育支援課	障害児通所支援	1	④	障害児通所給付費等支給	障害又は発達遅れのある児童が通所支援を通じて、基本的動作及び知識技能を習得し集団生活に適應できるよう、また、生活能力の向上のための訓練を行い社会との交流が図れるようにするため。	市民	児童福祉法等の規定に基づき、障害児通所支援を希望する市民からの申請を受け、審査のうえ支給決定を行う。また、障害児通所支援を受けた市民に対して、障害児通所給付費等を支給する。	1,053,205	A	継続
		2	④	指定障害児通所支援事業者の指定等	障害又は発達遅れのある児童が障害児通所支援を受けるにあたり、指定通所支援の事業等の適正な運営を図るため。	事業者	児童福祉法等の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等を受けようとする事業者に対し、審査のうえ指定等の決定を行う。また、事業の運営等が法令上の基準等に則っているか確認を行う。	7,933	A	継続
	児童発達支援センター運営管理	1	⑤	児童発達支援センター運営管理	園児や利用者が施設を安全に利用できるよう適切な管理を行う。	施設利用者	施設の保守点検業務委託や園児送迎バスの業務委託など。	40,104	A	継続
		2	①	一般相談	家族の心配や不安の軽減を図り、また早期療育を促す。	発達遅れ、またはその心配のある子どもとその保護者	子どもの心身の発達や障害に関する総合的な相談を受ける。保護者や関係機関からの様々な相談に応じ、適切な支援や福祉サービス、専門の相談機関につなぐ。	10,855	A	継続
		3	①	通園(あけぼの・ひかり)	発達に心配のある児童やその保護者に対し適切な支援を提供する。	施設利用者	園児の特性に応じた、適切かつ総合的な働きかけを早期から行うことにより成長の発達を促す。また、園児の主体性を尊重し、状況に応じた支援計画を立て適切な支援を行う。	230,692	A	継続
		4	①	児童発達支援(特別支援加算)	発達に心配のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の提供。	発達遅れ、またはその心配のある子どもとその保護者	集団生活場面及び個別場面で専門職が関わり、保育士等の他職種と連携して子どもの発達状況及び特性に応じて日常の暮らしにつなげていく。	15,368	A	継続
		5	①	専門相談(外来療育)	保護者からの主訴により相談を受け、子どもの発達状況及び特性に応じて、日常の暮らしやすさにつなげるための相談と支援を行う。	発達遅れ、またはその心配のある子どもとその保護者	保護者のニーズに基づき、来所により発達状況及び特性に応じ、専門職が支援を行う。	16,794	A	継続
		6	①	巡回相談	保育園等からの依頼により、集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のため専門的な相談、支援を行う。	発達遅れ、またはその心配のある子どもが在籍園等の職員	保育園等からの依頼により、専門職が訪問して対象児への直接支援及び保育者に対して対象児への支援方法を助言、指導する。	4,133	A	継続
		7	①	保育所等訪問支援	保護者からの依頼(契約)により、集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のため専門的な相談、支援を行う。	発達遅れ、またはその心配のある子どもと在籍園等の職員	保護者からの依頼(契約)により、対象児への直接支援及び保育者に対して対象児への支援方法を助言、指導する。	4,133	A	継続